

横浜市施設・事業利用料 きょうだい児多子軽減届出書

<届出先>

年 月 日

_____ 区長

届出者（保護者）

住所 _____

氏名 _____

次の施設・事業利用（予定）児童については、同一世帯に当該児童の他に、きょうだい児多子軽減の判定対象児童がいるため届け出ます。

なお、本届出書の記載内容について、区長が必要と認める場合は、関係機関に照会することについて、あらかじめ同意します。

1 多子軽減の適用を受けたい施設・事業利用児童（利用予定の児童を含む）について、下の欄に記入してください。

児童氏名	(フリガナ)	(フリガナ)	(フリガナ)
生年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
利用している施設・事業名			

2 以下の該当する項目に☑を付けてください。

<ul style="list-style-type: none"> ・新制度に移行していない幼稚園（学校教育法1条） ・横浜保育室 ・特別支援学校幼稚部 ・児童心理治療施設通所部 ・児童発達支援及び医療型児童発達支援 <p>のいずれかを利用しているきょうだいの有無</p>	<input type="checkbox"/> いない <input type="checkbox"/> いる（1人） <input type="checkbox"/> いる（2人以上）
--	--

<注意事項>

- (1) 就学前のきょうだい全員が、[新制度に移行した幼稚園、認定こども園、認可保育所、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業（地域枠）]のいずれかを利用している場合は、この届出書の提出は不要です。
- (2) 負担区分がA～D 4階層（1号認定はD 5階層まで）、E 0～5階層の場合は、この届出書の提出は不要です。（生計が同一であることを確認する書類など他の書類の提出が必要な場合があります。）
- (3) 届出の際には、在園証明書や施設利用契約書等、施設名や利用期間を証明できる書類を併せて提出してください。お手元に証明書類がない場合は、裏面の証明書様式により、その利用施設等から証明をもらってください。
- (4) 在園証明書等に記載のある就学前児童が、その施設等に在籍しなくなった場合には、速やかに区役所こども家庭支援課に連絡してください。
- (5) 幼稚園、保育所等の施設・事業を継続して利用する場合は、この届出書を毎年提出してください。
- (6) 2の対象施設は、変更になる場合がございますので、対象になるかどうか不明な場合はお問い合わせください。

在籍等証明書

_____ 区長

次の児童は、当園（校）に在籍
当施設に通所 していることを証明します。

_____ 年 月 日

施設・事業名 _____

代表者職・氏名 _____

印 _____

児童氏名		フリガナ	フリガナ
生年月日		年 月 日	年 月 日
契約内容	利用期間	年 月 日 ～ 年 月 日	年 月 日 ～ 年 月 日
	利用頻度	日/週	日/週
	利用料	有償 ・ 無償	有償 ・ 無償
住所		区	
保護者氏名			

① この証明書は、上記児童と同じ世帯の子ども・子育て支援制度給付対象施設利用児童に係る横浜市施設・事業利用料の多子軽減を受けるために必要（*）なので、証明書発行につきご協力をお願いします。

* 施設・事業利用児童の就学前の兄又は姉が、私学助成を受けている幼稚園や特別支援学校幼稚部など（対象となる施設等は表面をご覧ください。）に通っている場合に、保護者からの届出に基づいて施設・事業利用児童の利用料が軽減されます。

② 証明書記載内容について、区役所こども家庭支援課から照会する場合があります。